

富田配水管設計業務 特記仕様書

この業務は、「土木設計業務等委託必携（以下、「仕様書」という。）」（京都府 平成13年1月）並びに下記事項に基づき施工しなければならない。なお、受託者は「仕様書」の内容については十分理解し、業務施工上、支障のないようにしなければならない。

「仕様書」に記載のない事項、変更する事項、補足する事項等については、次に特記事項として掲げるほか、設計書あるいは現場説明において付け加えるものとする。

特 記 事 項

この特記事項は、下記業務に適用する。

業 務 名 称：平成22年度 統合簡易水道整備事業 富田配水管設計業務

業 務 番 号：22-B24W

業 務 場 所：京都府船井郡京丹波町 富田 地内

業 務 期 間：契約日の翌日から平成23年 1月 31日まで

1 目 的

本業務は、京丹波町水道課が発注する配水管整備工事实施に必要な設計図・数量計算書を作成するものである。ただし、路線については変更もあり得るため、設計業務の実施については、監督員からの指示に従うものとする。

2 計画準備

設計の実施箇所の指示があった場合は、速やかにその内容・条件の確認を行った上で、実施にあたること。

3 現地調査

現地調査は設計路線の踏査、業務上必要な地下埋設物および支障地下埋設物（計画物件を含む）の具体的調査、在来管等の調査、渉外折衝の立会いを含み、土質調査、試験掘削の費用は含まない。

また、道路状況・境界・宅地等の把握は現地にて確認すること。

平面計画作成後、現地との整合性を確認した上監督員の了解をもって作業を継続するものとする。

4 測 量

① 平面測量

- 縮 尺：原則として 500 分の 1 とし必要に応じて 100 分 1 の詳細図を作成する。
- 測量範囲：委託業務設計書の範囲とし、別途必要である場合は、監督員と協議し決定する。

② 横断測量

設計予定位置の中心線上に直角な方向に水準測量を行い横断面図を作成する。

- 縮 尺：原則として 100 分 1 とする。
- 測量範囲：委託業務設計書の範囲とし、別途必要である場合は、監督員と協議し決定する。
原則として 50m ピッチとする。

③ 縦断測量

原則として設計予定法線の水準測量を行い縦断面図を作成する。

- 縮 尺：原則として高さを 100 分の 1 とし延長方向は 250 分 1 とする。
- 測量範囲：委託業務設計書の範囲とし、別途必要である場合は、監督員と協議し決定する。
- 精 度：4 級水準

5 設計図面の作成

主要な設計図は調査内容に基づき、配水管の管種・管径・布設位置・土被り等を検討し、また施工手順等を十分検討した上で、下記のとおり図面を作成するものとし、図面完成時は、監督員の承認を受けなければならない。

なお、各図をまとめて一葉の図面としてもよいが、位置図については平面図の右下表題欄の上に配置することとし、縦断図がある場合には平面図と縦断図を一葉の図にすることが望ましい。その他の図については適宜配置し、見やすいようにレイアウトすること。

① 位置図

位置図は、縮尺 1 万分の 1 とし、地形図に施工箇所を記入すること。

② 平面図

平面図は、縮尺 250 分の 1 とし、測量による平面図、道路台帳または既存の平面図をトレースしたものに基づいて設計区間の配管、仕切弁、消火栓等の占用位置、管種、管径、平面延長等を記入する。

給水については、調査内容に基づき、平面図に給水メーターの位置、給水管径、給水管位置、メーター番号等を記入する。

また、平面図には起終点の住所または番地、道路名称、方位等を記入しておくこと。

③ 詳細図

配管詳細図は、ノンスケールとし、管材名等を記入すること。ただし、直管部については省略表現をしてもよい。

また、地下埋設物が複雑な箇所等離隔を確認したい箇所については、縮尺 100 分の 1 以上で作図すること。

なお、詳細図作成にあたっては、施工手順や接続管の切り替え手順、断水の影響範囲等を十分に検討した上で作図すること。

④ 横断面図

横断面図は、原則として縮尺 100 分の 1 とし、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入すること。

- 1 平面図との対照番号
- 2 地盤高
- 3 道路幅員・幅員構成
- 4 必要な地下埋設物の名称・位置・形状・土被り寸法・隣接または道路端との離隔幅

⑤ 縦断面図

横断面図は、原則として縮尺高さを 100 分の 1 とし延長方向は 250 分 1 とし、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入すること。

- 1 平面図との対照番号（測点）
- 2 地盤高、区間距離、追加距離
- 3 管種管径、平面延長、土被り
- 4 交差する地下埋設物の名称・位置・形状

⑥ 構造図

構造図は、仕切弁・空気弁・消火栓等のボックスについての断面を作成する。

また、掘削断面図、舗装復旧断面図および付帯構造物（取り壊し・復旧）図を作成するものとし、縮尺は 10 分の 1～50 分の 1 とする。

6 数量計算

材料数量、土工、各種数量等の算出は、工事を十分に把握し、施工順序に従って行うこと。

また、道路等の復旧、付帯構造物についても数量を算出すること。

7 打合せ協議

設計協議は、原則として埋設物占用や渉外業務の発生、問題が発生した場合に行い、通常の確認行為および連絡事項は、電話・メール等で行うことにより、必要以上の打合せ等費用を軽減し業務の効率化を図ること。

8 成果品

成果品に調査資料・各種検討書等のとりまとめを、報告書して作成すること。

- 1 報 告 書 : 2部
- 2 報 告 書 原 稿 : 一式
- 3 設 計 図 面 (製 本) : 一式
- 4 設 計 図 面 (原 図) : 一式
- 5 数 量 計 算 書 (製 本) : 一式
- 6 数 量 計 算 書 (原 稿) : 一式
- 7 データ (電子媒体) : 一式

9 精算

本委託業務は、予定数量により設計を行っているため、業務完了後出来高数量にて数量の確認を行う。なお、数量に変更が生じた場合は、別途協議し、必要であれば変更契約をする。

10 準拠すべき図書

業務は下記に掲げる図書に準拠して行うものとする。これら以外の図書に準拠する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けなければならない。

- 1 日本工業規格 (JIS)
- 2 日本水道協会規格 (JWWA)
- 3 水道施設設計指針 (日本水道協会)
- 4 水道施設耐震工法指針・解説 (日本水道協会)
- 5 水道維持管理指針 (日本水道協会)
- 6 水道事業実務必携 (全国簡易水道協会)